

高齢者のためのガイドブック広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者のためのガイドブックについての広告掲載に関し、平塚市広告掲載要綱（平成18年8月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告が、高齢者のためのガイドブックに掲載することができる。

- (1) 各種介護サービスに係るもの
- (2) 福祉、医療又は健康増進に資するもの

(広告の規格等)

第3条 広告の大きさは、1枠縦65ミリメートル、横170ミリメートル、又は1枠縦65ミリメートル、横55ミリメートルのどちらかとする。

- 2 広告の印字は、1色とする。
- 3 広告の掲載位置は、ガイドブックの裏表紙、又は本文とする。
- 4 広告掲載料は、縦65ミリメートル、横170ミリメートルの1枠が3,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）、縦65ミリメートル、横55ミリメートルの1枠が1,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載を申し込もうとする者は、高齢者のためのガイドブック広告掲載申込書（第1号様式）にデザイン案を添えて市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定の通知)

第5条 市長は、前条の申込書を受けたときは、その内容を審査して適當と認める者には、高齢者のためのガイドブック広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、高齢者のためのガイドブックの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。